

中津川市都市計画審議会運営要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○中津川市都市計画審議会運営要綱 平成21年7月1日決裁</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成10年中津川市規則第19号。以下「規則」という。）第6条の規定及び中津川市審議会等の会議の公開に関する指針（平成21年5月1日決裁）に基づき、中津川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長の任期等)</p> <p>第2条 会長の任期は、委員の任期とする。</p> <p>(代理人の出席)</p> <p>第3条 規則第2条に基づき任命された委員が関係行政機関の職員である場合に限り、当該委員が事故等やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 審議会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）第7条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合</p> <p>2 審議会の会議に出席した委員から前項の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。</p> <p>3 会議の途中においても、前項に規定する手続により、審議会の会議を非公開とすることができるものとする。</p> <p>(会議の傍聴)</p> <p>第5条 傍聴人の定員は、10人とする。</p>	<p>○中津川市都市計画審議会運営要綱 平成21年7月21日決裁</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成10年中津川市規則第19号。以下「規則」という。）第6条の規定及び中津川市審議会等の会議の公開に関する指針（平成21年5月1日決裁）に基づき、中津川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長の任期等)</p> <p>第2条 会長の任期は、委員の任期とする。</p> <p>(代理人の出席)</p> <p>第3条 規則第2条に基づき任命された委員が関係行政機関の職員である場合に限り、当該委員が事故等やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 審議会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 中津川市情報公開条例（平成11年中津川市条例第16号）第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合</p> <p>2 審議会の会議に出席した委員から前項の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。</p> <p>3 会議の途中においても、前項に規定する手続により、審議会の会議を非公開とすることができるものとする。</p> <p>(会議の傍聴)</p> <p>第5条 傍聴人の定員は、10人とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。</p>	<p>2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。</p>
<p>3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。</p>	<p>3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。</p>
<p>第6条 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。</p>	<p>第6条 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。</p>
<p>（傍聴人の制限）</p>	<p>（傍聴人の制限）</p>
<p>第7条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。</p>	<p>第7条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。</p>
<p>（1）銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p>	<p>（1）銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p>
<p>（2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</p>	<p>（2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</p>
<p>（3）はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p>	<p>（3）はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p>
<p>（4）ラジオ、拡声器の類を携帯している者</p>	<p>（4）ラジオ、拡声器の類を携帯している者</p>
<p>（5）写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。）</p>	<p>（5）写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。）</p>
<p>（6）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p>	<p>（6）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p>
<p>（7）酒気を帯びていると認められる者</p>	<p>（7）酒気を帯びていると認められる者</p>
<p>（8）その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p>	<p>（8）その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p>
<p>（傍聴人の遵守事項）</p>	<p>（傍聴人の遵守事項）</p>
<p>第8条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第8条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。</p>
<p>（1）会議開催中は静粛に傍聴すること。</p>	<p>（1）会議開催中は静粛に傍聴すること。</p>
<p>（2）審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。</p>	<p>（2）審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。</p>
<p>（3）談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。</p>	<p>（3）談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。</p>
<p>（4）携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。</p>	<p>（4）携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。</p>
<p>（5）飲食又は喫煙をしないこと。</p>	<p>（5）飲食又は喫煙をしないこと。</p>
<p>（6）みだりに席を離れないこと。</p>	<p>（6）みだりに席を離れないこと。</p>
<p>（7）会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）</p>	<p>（7）会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）</p>
<p>（8）その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。</p>	<p>（8）その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(議事録の作成)</p> <p>第9条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。</p> <p>2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年 月 日決裁)</p> <p>この要綱は、決裁の日から施行する。</p>	<p>(議事録の作成)</p> <p>第9条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。</p> <p>2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年7月1日から施行する。</p>